

平成28年度答申第2号

平成29年 1月25日

松戸市長 本郷谷 健次 様

松戸市個人情報保護審議会

会 長 土 岐 寛

個人情報の目的外利用について（答申）

平成29年1月25日付け松健健第399号をもって諮問のありました個人情報の目的外利用について、下記のとおり答申します。

記

1 諮問事項

臨時福祉給付金（経済対策分）給付事業に係る個人情報の目的外利用について

2 審議会の意見

諮問のあった事項については、松戸市個人情報の保護に関する条例（昭和63年松戸市条例第10号）第7条第4号に規定する公益上の必要性があるものと認める。

なお、これまでに実施した臨時福祉給付金、高齢者向け給付金及び障害・遺族年金受給者向け給付金給付事業において収集し、保管している受給者情報〔支給状況等情報（氏名、住所、性別、生年月日、支給状況）、書類送付先変更申出情報（氏名、住所）及び金融機関口座情報〕の利用にあたっては、その当時の受給者の意思を十分付度し、慎重な取扱いを行うとともに、事務処理上差し支えない範囲で市民感情に配慮した柔軟な対応を検討されたい。

また、事業の実施にあたっては、個人情報の適切な管理措置が講じられるよう、実施機関内はもとより受託事業者を含め指導することを求める。

3 市の機関からの諮問内容

(1) 事業の名称

松戸市臨時福祉給付金（経済対策分）給付事業

(2) 事業の目的・内容

臨時福祉給付金（経済対策分）給付事業は、消費税率引上げを考慮し、低所得者に与える負担の影響に鑑み、低所得の住民に対する適切な配慮を行うため、臨時福祉給付金を支給するものである。

(3) 個人情報を目的外利用する理由

臨時福祉給付金給付事業の支給対象者を事前に確実に把握することにより、同給付金の申請勧奨を可能とするとともに、審査・決定・支給手続きにおける市民負担を軽減し、かつ早期支給に資することなど、市民の利便性を高めるため。

また、臨時福祉給付金給付事業の目的達成における効果等を評価、検証するため。

(4) 支給対象者

臨時福祉給付金については、基準日（平成28年1月1日）時点において、住民基本台帳に登録されている者のうち、平成28年度市民税（均等割）が課税されていない者（市民税（均等割）が課税されている者の扶養親族等を除く。）であって、生活保護の被保護者等を除いた者。

(5) 目的外利用する個人情報

- ① 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく住民情報（住所、氏名、性別、生年月日、続柄）
- ② 地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく市民税課税情報（所得、扶養関係）
- ③ 生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく被保護者情報（住所、氏名、生年月日）
- ④ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく支援給付の受

給者情報（住所、氏名、生年月日）

⑤ 児童手当法（昭和46年5月27日法律第73号）に基づく児童手当の受給者情報（住所、氏名、生年月日）

⑥ これまでの臨時福祉給付金、高齢者向け給付金及び障害・遺族年金受給者向け給付金給付事業において収集及び保管している支給者情報（支給状況等情報（氏名、住所、性別、生年月日、支給状況）、書類送付先変更申出情報（氏名、住所）、金融機関口座情報）

⑦ 虐待により施設等に入所措置等がとられている障害者及び高齢者に関する情報（住所、居所、氏名、性別、生年月日、入所日、入所事由）

(6) 個人情報をも目的外利用する課

健康福祉部 健康福祉政策課（臨時福祉給付金担当）

(7) 個人情報をも目的外利用する期間（予定）

平成29年2月1日から平成29年9月30日まで

(8) 業務を所掌する課（諮問課）

健康福祉部 健康福祉政策課（臨時福祉給付金担当）

以上